

らざるに聲明せるが如く生産協力者として事を共にし能はずと認め処分せるものなるを以てなり）祖し全然剝奪となるべきも事情を諒し昭和二年十二月十日附解雇者中百五十名は結末後適當時期に於て新に採用することあるべきこと及當時知合宥恕者四十二名中會社に於て事情精査差支へなしと認むる者は同時期までに復職を容認すること

會社は罷業中の工員にして心ならずも餘儀なく失業の不幸に遭遇する者あるべきを慮り大書をして本人家族若くは親戚知己に對し十數回に亘り復職を勧誘し或は出勤命令や催告を爲し又は危険と困難とを冒して社員を激し親敷注意勧誘を試みたるも多議團幹部は凡有手段を以て之を妨害し多議團員住宅の入口には「社員入るべからず」の札を貼付し或は解決の上は「全員復職を保障す」と豪語し多議團員亦之

と信じて面會を避け社員を面罵し果は多議主体の名を著して會社の信用を傷くる爲め數回に亘る悪宣傳を實行する等團結の威力を以て百方反抗手段を講ずる等生産協力者として到底事を共にするに足らずと認め幾分か念を押したる上適法の手續を踏みて之を解雇し逐次新に所要の人員を雇傭し操業を繼續し居るを以て此の上一人の採用必要も餘地も無き次第なるを以て復職は一切之を認めず併し多数者の中には事情酌量すべきものあるべきを慮り全然剝奪となるべきも百五十名までは結末後適當時期に於て新に採用することあるべく又當時の知合宥恕者四十二名中會社に於て事情精査の上差支へなしと認むる者は同時期までに復職を容認すること、セリ

四工員規定第六十一條に依る解雇者に對し一人當り金壹百圓づつと贈ること